# おきなわ監督署だより 3 月号

(平成 27年 3月 19日 沖縄労働基準監督署 発行)

#### お知らせ 1

### 平成27年 業種別労働災害発生状況 速報値 (沖縄労働基準監督署管内)

平成27年に入って、休業4日以上の労働災害は、製造業、建設業等の工業的業種の災害が増加、 反対に、商業、接客娯楽業、保健衛生業等の非工業的業種が減少という傾向が続いています。 建設業、食料品製造業ともゼロ災運動は継続しています。今一度、実施事項の点検をお願いします。

#### 平成27年2月末(沖縄署速報値)

		平成27年	平成26年	増減の状況 (対前年比)	
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷者 数	増減率(%)
全産業		2 5	2 5	0	0.0
製	<b>造業</b>	9	4	5	125. 0
	食料品製造業	8	3	5	166. 7
建	2改業	7	5	2	40. 0
	土木工事業	1	1	0	0.0
	建築工事業	5	3	2	66. 7
	その他の建設業	1	1	0	0.0
運	輸業	2	1	1	100. 0
	陸上貨物運送業	1	1	0	0.0
第	三次産業	6	1 5	- 9	60. 0
	(運輸を除く)				
	商業	2	3	- 1	-33. 3
	接客娯楽業	1	2	<b>- 1</b>	-50.0
	保健衛生業	0	5	-5	-100.0
	社会福祉施設	0	2	-2	-100.0
	ビルメンテナンス業	0	2	-2	-100.0
	その他の業種	1	3	-2	<b>-66.</b> 7
	警備業	1		0	0.0
	駐留軍間接雇用	1	1	0	0.0

#### 平成26年の労働災害発生状況

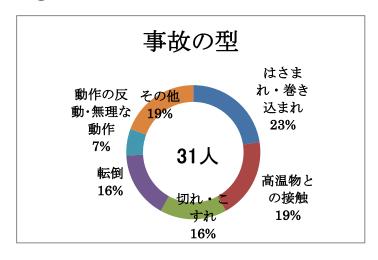
平成26年中の休業4日以上の労働災害は、4月以降に確定しますが、2月末の速報値は 下段のとおりです。工業的業種の減少率がやや減ってきますが、工業的業種の大幅減、商業、 社会福祉施設以外の非工業的業種の増加傾向は変わっていません。

平成27年2月末(速報値)	50%以上減 🗖	50%以上增 <mark>口</mark>	100%以上:	増 🗖
	平成26年	平成25年	増減の状況 (対前年比)	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷者 数	増減率(%)
全産業	2 9 4 (1)	2 9 8 (1)	<b>-4</b>	-1.3
製造業	4 9	5 8 (1)	-11	-8. 8
食料品製造業	3 1	3 4	-8	- 24. 2
建設業	58 (1)	6 7 (1)	-9	-13. 4
土木工事業	6 (1)	9	-3	-33.3
建築工事業	4 4	58 (1)	-14	<b>—24</b> . 1
その他の建設業	1 0	0		
運輸業	9	1 2	-3	25. 0
陸上貨物運送業	5	1 1	-6	<b>—54.</b> 5
第三次産業	176	157	1 9	12. 1
(運輸を除く)				
商業	3 5	4 2	-7	-16. 7
接客娯楽業	2 5	2 3	2	8. 7
保健衛生業	3 8	3 6	2	5. 6
社会福祉施設	27	3 0	-3	-10.0
ビルメンテナンス業	1 6	1 6	0	0. 0
その他の業種	6 2	4 0	2 2	55. 0
警備業	8	6	2	33. 3
駐留軍間接雇用	2 3	15	10	66. 7

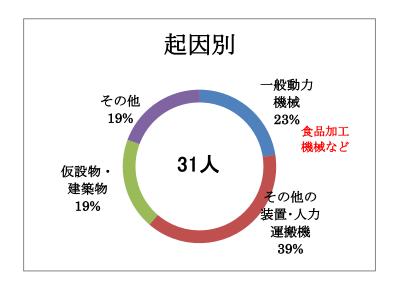
以下は、平成26年の主要業種の労働災害を分析結果です。

事故の型(起因物によりどのような傷病を負ったか)と起因物(どういう機械、設備や物、環境で事故が起きたか)により、業種別に優先すべき労働災害防止対策が分かってきます。

## ① 食料品製造業



食品加工用機械へのはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれが40%近くを占めています。意外と多いのが「高温物との接触」=やけどです。

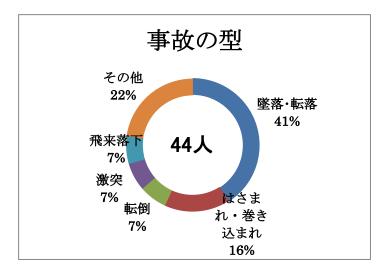


一般動力機械は、食品加工機械、その他の装置は、フライヤーや高温の蒸気を発する設備、人力運搬機は台車やカゴ車などです。

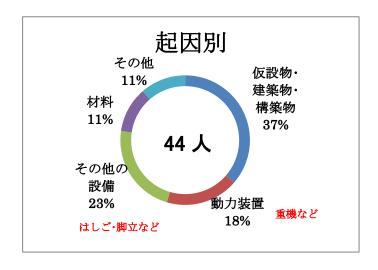




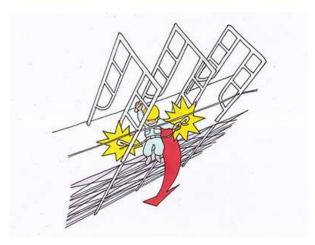
## 2 建築工事業



墜落・転落が 40%を占めます。 重機や吊り具へのはさまれ事故も 対策が必要です。

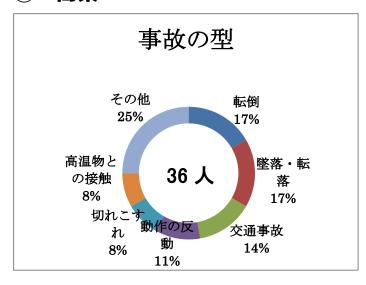


仮設物等は足場や建物ですが、その他の設備に分類される脚立・はしごが多くの事故に起因しています。



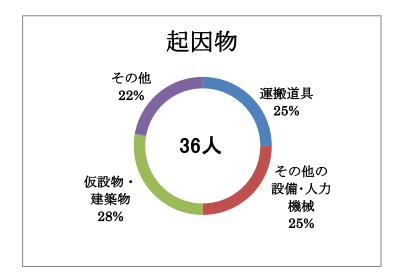


## 3 商業



職場の転倒、転落災害(床で転んだ、階段から落ちたなど)の徹底を行えば、30%以上の災害が防げます。

配達等商用の自動車での荷 台からの墜落防止対策や交通 事故対策も重要です。



運搬道具は自動車(交通事故)がほとんどです。

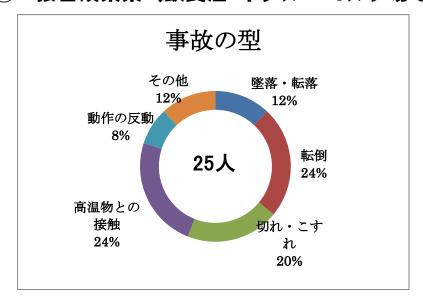
その他の設備は、食品加工中の刃物類、やけどの原因となったフライヤーカゴ車などです。

仮設物・建築物は転倒・転 落に起因します。

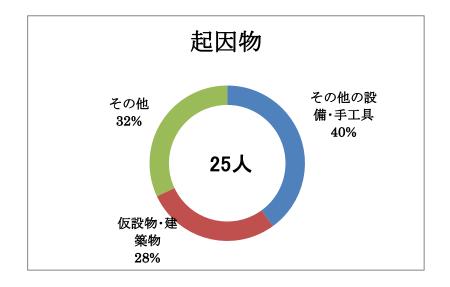




## 4 接客娯楽業(飲食店・ホテル・ゴルフ場など)

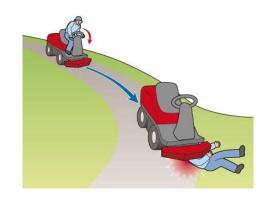


商業と同じく墜落・転落災害が30%を超え、調理場などでの食品加工中のやけど、刃物類での切れ・こすれ対策で大幅に事故を防げます。

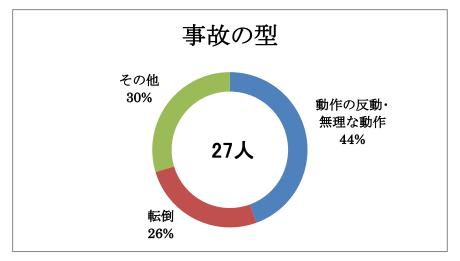


その他の設備は、やけど の原因となる調理設備 や刃物類が多くを占め ています。

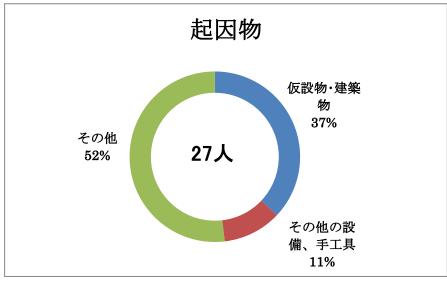




## 5 社会福祉施設



腰痛が45%近くを 占めるのが、社会福祉 施設の最大特徴です。 作業方法の改善、腰痛 予防運動等対策が急 がれます。



施設利用者の介護の ための体の移動等は 重量物の取り扱いと 同じですが、起因物 上「その他」に分類さ れます。





#### お知らせ 3

# 3 月は、「労働条件明示・書面交付強化月間です。

「交付していますか? もらっていますか?」

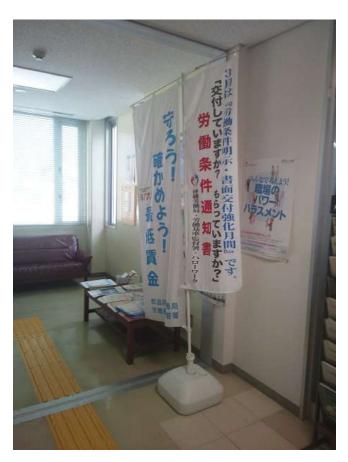
# 労働条件通知書

沖縄監督署で昨年受けた労働相談は、景気の回復からか 2000 件を割り込みましたが、いまだ、解雇や賃金不払の相談が多く見られますが、労働条件が不明瞭のため、労働時間、時間外手当、年次有給休暇の労働条件が法定どおりとなっているか、不安を抱える労働者からの相談が後を絶ちません。

事業主は、労働者を雇い入れる際には、パート、アルバイトを問わず、必ず労働基準法で 定められた労働条件を必ず書面により交付してください。

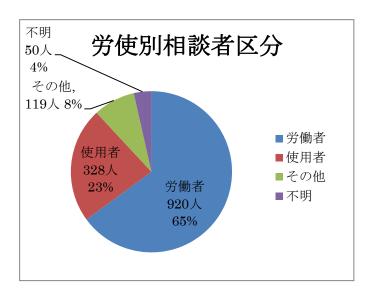
沖縄監督署で、昨年 4 月から 12 月まで受け付けた 1417 件の相談内容を以下のとおりまとめてみました。

とくに、相談者の多くが所属する業種の事業主は、しっかり労働条件の明示を「雇い入れ通知書」 等で行い、労働条件に関するトラブルを防止していただくようお願いします。



庁舎入口にノボリを立てています。

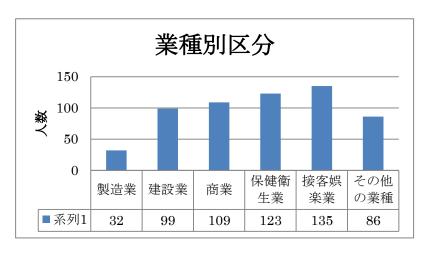
### ① 相談者の区分



使用者からの相談も23%となっています。法令の確認は、 厚生労働省のポータルサイト でも確認しましょう。

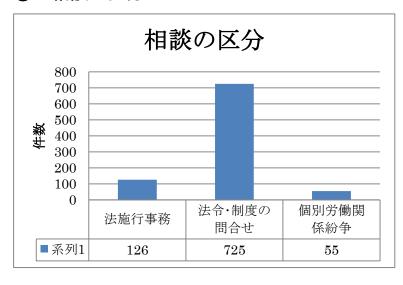
○ 労働条件に関する総合情報サイト 確かめよう 労働条件

## ② 業種別の区分



接客娯楽業(飲食店・ホテルなど)、保健衛生業、商業、建設業 の順となっています。

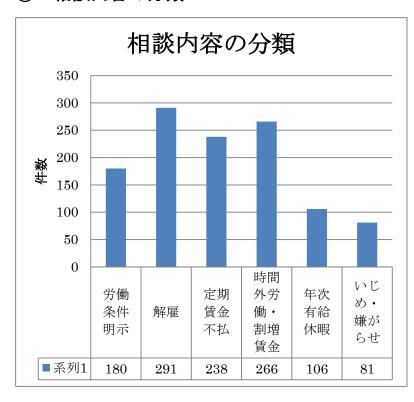
## ③ 相談の区分



法施行事務とは、賃金不払などで法令の指導を求めるもの、個別労働紛争は、解雇の撤回等民事的解決の相談ですが、圧倒的に法令・制度の問い合わせが多数を占めます。

## 労働条件明示に関係する相談が多いのです!

### ④ 相談内容の分類



労働条件明示の相談が割りと多く、割増 賃金や年次有給休暇なども労働条件が法 令に即して明示されていれば、相談者の 不安はなくなると思います。

事業主の皆さん、必ず 労働条件明示を書面で行ってください。 -

リーフレット

沖縄監督署・ハローワーク沖縄からのお知らせ



安全衛生掲示板の横にも「労働条件通知書」

## 「労働条件通知書」は、下のアドレスからダウンロードできます。

http://okinawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

## 沖縄労働基準監督署

〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1 沖縄労働総合庁舎 3 F (098) 982-1263

賃金・解雇・年休・サービス残業・過重労働・パワーハラスメントなどの

**労働相談は、**沖縄総合労働相談コーナー へ (098)982-1400